



(法令の遵守)

第1条 委託者及び受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令、本契約書、及び設計図書に従いこの契約を履行する。

2 設計図書に明示されていないもの又は交互に符号しないものがあるときは、委託者と受託者が協議して定める。

(契約の保証) ※契約保証金を免除する場合は本条削除

第1条の2 受託者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、委託者が確實と認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受託者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。

(委託内容)

第2条 受託者の事業範囲は、以下のとおりであり、受託者は、この事業範囲を証するものとして、許可証の写しを委託者に提出し、本契約書に添付するものとする。

許可都道府県・政令市	
許可の有効期限	
事業範囲	
許可の条件	
許可の番号	

2 前項に記載の許可事項に変更があったときは、速やかにその旨を委託者に書面をもって委託者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを提出する。

3 委託者が、受託者に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類、予定数量及び収集・運搬単価は、頭書に記載のとおりとする。

4 委託者が、受託者に委託する産業廃棄物の中に輸入された廃棄物は無い。

5 受託者は、委託者から委託された産業廃棄物を次に定める最終目的地(処分場)に搬入する。

施設名称	熊本市南部浄化センター下水汚泥固形燃料化施設
所在地	熊本市南区元三町四丁目1番1号

6 受託者は、委託者から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

(産業廃棄物管理票)

第2条の2 委託者は、廃棄物の搬出の都度、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）に必要事項を記載し、A（排出事業者保管）票を除いて受託者に交付する。

2 受託者は、廃棄物の収集を行うときは、委託者の交付担当者の立会いのもと廃棄物の種類及び数量（概数）の確認を行うとともにマニフェストと照合する。

- 3 受託者は、廃棄物の搬入の都度、マニフェストに必要事項を記載し、B1（収集運搬業者保管）票を除いて、委託者に回付する。
- 4 受託者は、B1（収集運搬業者保管）票及び委託者から送付されるC2（処分終了）票を5年間保存する。
- 5 委託者は、受託者から送付されたB2（運搬終了）票を、A（排出事業者保管）票及び処分業者から送付されたD（処分終了）票及びE（最終処分終了）票とともに5年間保存する。
- 6 最終的な収集運搬量の算定については、第2条第5項で定める処分場が実施する計量に基づくものとし、計量単位は十キログラムまでとする。

（適正処理に必要な情報の提供）

第3条 委託者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報を、あらかじめ書面をもって受託者に提供しなければならない。なお、当該書面の作成にあたっては、「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」を参照）の項目を参考とする。

- 2 委託者は、委託契約の有効期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受託者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。
- 3 受託者の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、委託者は、通知する変動幅の範囲について、あらかじめ受託者と協議の上、定めるものとする。
- 4 委託者は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項を正確にもれなく記載しなければならない。また、受託者は、虚偽又は記載漏れがある場合は、委託物の引き取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を委託者に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取るものとする。
- 5 委託者は、次の産業廃棄物について、契約の有効期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を受託者に提示する。

産業廃棄物の種類：汚泥

提示する時期又は回数：最低年1回、他に必要の都度（委託者と受託者が協議のうえ決定）

（責任範囲）

- 第4条 受託者は、委託者から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から、第2条第5項に規定する運搬の最終目的地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に収集・運搬しなければならない。
- 2 受託者が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受託者においてその損害を賠償し、委託者に負担させない。
  - 3 受託者が第1項の業務の過程において第三者に損害を及ぼした場合に、委託者の指図又は委託者の委託の仕方（委託者の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、委託者において賠償し、受託者に負担させない。
  - 4 第1項の業務の過程において受託者に損害が発生した場合に、委託者の指図又は委託者の委託の仕方（委託者の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、委託者が受託者にその損害を賠償する。

（再委託の禁止）

第5条 受託者は、委託者から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、委託者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、

この限りではない。

(義務の譲渡等)

第6条 受託者は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(監督員)

第6条の2 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この契約書及び設計図書に定められた事項の範囲内において、おおむね次に掲げる職務を行う。

(1) 業務の履行について、受託者又は次条の規定による受託者の現場責任者に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく業務の履行のための詳細図等の作成及び交付又は受託者の作成したこれらの図書の承認

(3) 設計図書に基づく作業の管理、立会い、業務履行状況の把握及び材料試験の承認

3 この契約書に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合において、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

(現場責任者)

第6条の3 受託者は、業務の履行について管理を行う現場責任者を定め、書面により委託者に届け出なければならない。現場責任者を変更したときも同様とする。

2 現場責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うものとする。

(現場責任者等に対する措置要求)

第6条の4 委託者は、受託者の現場責任者、使用人若しくは作業員又は第5条の規定により受託者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の履行等につき著しく不相当と認められるときは、その事由を明示して受託者に対して必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、委託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 委託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受託者に通知しなければならない。

(業務完了報告書)

第7条 受託者は、設計図書に定めるところにより、業務完了報告書を委託者に提出しなければならない。

(設計図書不適合の場合の補正義務)

第7条の2 受託者の業務の履行が設計図書に適合しない場合において、監督員がその補正を要求したときは、受託者は、これに従わなければならない。この場合において、受託者は、委託金額の増額又は履行期間の延長を求めることができない。

(受託者からの業務の一時停止)

第8条 受託者は、委託者から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときは、業務を一時停止し、直ちに委託者に当該事由の内容及び、委託者における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。委託者はその間は、新たな委託は行わないこととする。

2 委託者は、受託者から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上で、適切な措置を講ずるものとする。

3 受託者は、第1項の規定により業務を一時中止した場合において、委託者が業務の続行に備

え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、若しくは委託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(検査及び支払い)

第9条 委託者は、頭書に定める単価に、受託者が収集運搬した数量を乗じて得た額を受託者に支払う。

- 2 本業務における単価については、原則として契約期間中の変更は行わないものとする。ただし、経済情勢の変化等により不相当となった場合はこの限りでない。
- 3 受託者は、第7条の規定に基づき、毎月の業務終了後10日以内に産業廃棄物の収集運搬量をまとめた業務完了報告書を作成し、委託者に提出するものとする。
- 4 委託者は、受託者からの業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。
- 5 受託者は、前項の検査に合格したときは、委託料の支払いを請求することができる。
- 6 委託者は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。
- 7 委託者の責めに帰すべき事由により、前項の規定による委託料の支払いが遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを委託者に請求することができる。

(設計図書等の変更)

第10条 委託者は、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条において「設計図書等」という。）の変更内容を受託者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(委託者からの業務の変更、中止)

第10条の2 委託者は、必要があると認めるときは業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 委託者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務委託料の変更方法)

第10条の3 業務委託料の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

(機密保持)

第11条 委託者及び受託者は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

(委託者の解除権)

第12条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により、履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないことが明らかに認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達する

ことができないと認められるとき。

(4) 第12条の6第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(5) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあっては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人にあってはその者及びその者の支配人をいう。以下この号及び第25条において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者がアからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

（契約が解除された場合の違約金）

第12条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受託者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

**3 第1項の場合において、第1条の2の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。※契約保証金を免除する場合は本項削除**

（談合行為等に対する解除措置）

第12条の3 委託者は、第12条に定めるもののほか、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受託者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の排除措置命令を受け、かつ、当該排除措置命令が

確定したとき。

(2) 受託者が、独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において準用する場合を含む。）の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、当該課徴金納付命令が確定したとき。

(3) 受託者又はその役員等若しくはその使用人その他の従事者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条（第3号を除く。）若しくは第95条第1項（第2号及び第3号を除く。）の刑が確定したとき。

2 前条第1項及び第3項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。**※契約保証金を免除する場合は下線部削除**

（その他解除権）

第12条の4 委託者は、業務が完了するまでの間は、第12条及び前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定により契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受託者の義務違反等により委託者が契約解除した場合の産業廃棄物の処理）

第12条の5 受託者は、第12条又は第12条の3の規定に基づき、委託者から契約を解除された場合にあっては、産業廃棄物に対する本契約に基づく受託者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、又は委託者の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

2 受託者が、他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金が受託者になくるときは、受託者はその旨を委託者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

3 前項の場合、委託者は、当該業者に対し、差し当たり、委託者の費用負担をもって受託者のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬を行わしめるものとし、受託者に対して、委託者が負担した費用の償還を請求することができる。

（受託者の解除権）

第12条の6 受託者は、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、この契約を解除することができる。

(1) 第10条の規定により設計図書を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 第10条の2の規定により業務の履行の中止期間が履行期間の10分の5を超えたとき。

ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の委託が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 委託者がこの契約に違反し、その違反により業務を履行することが不可能となったとき。

2 受託者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害を委託者に請求することができる。

（委託者の義務違反等により受託者が契約解除した場合の産業廃棄物の処理）

第12条の7 受託者は、第12条の4の規定に基づき委託者から契約を解除された場合、又は前条の規定に基づき契約を解除した場合にあっては、受託者のもとにある未処理の産業廃棄物を、委託者の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは受託者の費用負担をもって委託者の事業場に運搬した上、委託者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

（紛争の解決）

第13条 この契約書に定める事項について委託者と受託者の間に紛争が生じたときは、委託者と受託者の協議により選定した者に依頼し、解決を図ることができる。

- 2 前項の紛争解決のために要する費用は、委託者と受託者とが双方平等に負担するものとする。  
(補則)
- 第13条の2 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定める。